

議題（１）

これまでの協議会・懇談会の振り返り

「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要

1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和3年12月22日（水） 10:00～12:00

場所：オンライン

2. 議事概要

- **安定・効率輸送協議会の設置目的や構成等**について、関係者間で再確認。
- 海事産業強化法により改正された船員法、船員職業安定法及び内航海運業法について、国土交通省海事局より**法改正を行うに至った背景や各法律の改正内容**について説明。
- 内航海運側より、**下請けオペレーターに対する船員の過労防止措置規定の適用、船員の労働時間管理等におけるデジタル化や海上におけるWEB環境整備の進捗状況、荷役時の作業分担や荷役や入港待ち等が発生している実態、及び安全対策に係るコスト負担**に関してコメント。
- 荷主業界と内航海運業界との連携強化に向けた取組について、国土交通省海事局より、現在進めている**取引環境改善のためのガイドラインの作成及び内航海運の生産性向上に向けた調査事業**の取組を紹介。
- 併せて、荷主業界と内航海運業界との間で内航輸送の現状や課題等について情報共有し、その対応策等について意見交換を行うため、**令和4年度以降も本協議会を継続的に開催**するとともに、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上に向けた取組を実行性のあるものにするため、**両業界の経営層（役員クラス）とも直接対話する機会を設ける**ことを提案。

3. 成果及び今後の取組

- 船員法、船員職業安定法及び内航海運業法の改正内容について周知を図った。
- 制度改正を契機に、荷主業界と内航海運業界との連携強化に向け、本協議会を継続的に実施するとともに、両業界の経営層（役員クラス）による対話の機会を設けることについて理解を得られた。
- 取引環境改善のためのガイドラインの作成や生産性向上に係る調査事業の進捗状況の共有等を図るため、**今年度中に再度合同部会を開催**するとともに、**両業界の経営層（役員クラス）による対話の実施**を目指す。

「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要

1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和4年3月4日（金） 13:00～14:30

場所：オンライン

2. 議事概要

- 内航海運事業者と荷主の連携強化に向けた取組について、**「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」と「内航海運の生産性向上に向けた調査事業」**について、それぞれ進捗状況および概要について紹介。
- 国土交通省海事局より、**両業界の経営層（役員クラス）が直接対話する機会として、「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の開催趣旨について説明・提案（※）**。
- 改正内航海運業法に基づく、荷主がオペレーターの法令遵守に配慮しなければならない措置について、当該制度を担保するために**新たに設ける荷主勧告・公表制度について紹介**。

3. 成果及び今後の取組

- 「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」について、内航海運業界から、**荷主企業と連携強化を図る上で、非常に有効なツールである旨**、また、荷主側からは**今般の法改正のポイントや両業界の連携のあり方がコンパクトに解説されている旨**の好意的なコメントがあった。
- 本協議会において、来年度以降に取り上げるテーマとして、内航海運業界から以下のとおり提案があった。
(テーマ) ✓ **長時間労働への対応について** ✓ **荷役時の作業について** ✓ **船舶の環境対策への対応** ✓ **協議会の実施体制について** 等
- 荷主側からは、**契約当事者間で対応すべき課題と業界全体として対応すべき課題の双方があり、実態を把握した上で整理する必要があること**、内航業界・荷主業界だけでは解決が難しい課題もあるので、政府・行政からの指導・支援も含めてオールジャパンで検討していきたい旨のコメントがあった。
- その他、原油価格高騰等に関する関係閣僚会合においてとりまとめられた**「原油価格高騰に対する緊急対策」**を紹介するとともに、**燃料サーチャージの積極的な活用等について改めて周知**。

「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の結果概要

1. 内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会について

日時：令和4年3月29日（火） 16:00～17:15 場所：国土交通省内会議室

2. 議事概要

- 冒頭、国土交通省海事局長より挨拶。荷主業界と内航海運業界の双方に対して、安定輸送を確保するためには**荷主業界と内航海運業界の経営層によるリーダーシップ**が重要であること及び「**強い内航海運**」に向けた**変革の推進**の必要性を呼びかけた。
- 国土交通省海事局より、本懇談会の開催趣旨、令和4年度からの新たな法制度（船員法、内航海運業法）、主要な荷主・元請けオペレーターの経営層への協力依頼、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」について紹介。
- さらに、国土交通省海事局より、両業界の経営層（役員クラス）が直接対話する機会として、本懇談会の継続的な開催と、**今後の法令で求められる対応よりさらに進んだ取組の推進（行動計画の作成）について相談の上で検討することを提案**。
- 意見交換において、各出席者より以下3. のとおりコメントがあった。

3. 成果及び今後の取組

- 日本内航海運組合総連合会から、**内航船員の長時間労働や荷役時作業の役割分担、カーボンニュートラルといった課題**へ確実に対応するため、荷主企業の協力のもと、内航海運業界としても取り組みを進め、引き続き、**我が国の製造業を支えて参りたい旨**のコメントがあった。
- 日本鉄鋼連盟から、**今般の法改正を踏まえた対応については、鉄鋼各社においてもグループの物流会社とも連携しつつ検討を進めている**ことや、競争力のある国内物流を構築するためにも、関係者の連携が大切である旨のコメントがあった。
- 石油連盟から、国内での石油製品需要が減少しつつある中で、内航輸送の働き方改革を踏まえた生産性の向上や輸送行程におけるCO2排出削減等に努めつつ、安定輸送を維持して頂かなければならないことが最大の課題と認識している旨のコメントがあった。また、内航タンカーの大型化や封印作業の廃止といった内航海運業者の生産性向上・働き方改革につながった具体例の紹介や、全国内航タンカー海運組合との対話を通じ、**荷主業界の団体としてどのような取組が可能であるのか考えたい旨のコメント**があった。
- 石油化学工業協会から、荷役の業務や責任を明確化することや、棧橋における諸設備の整備・充実のために棧橋所有者にも働きかけ改善を図ることが課題であること、また**協会の加盟各社が運航会社ときめ細かな情報交換を重ね、協力していく旨のコメント**があった。
- セメント協会から、セメントタンカーは運航計画を荷主が行っており、荷主・オペレーターの関係だけでなく、オペレーターとオーナーの関係改善も課題であること、また**船員対策をオーナー任せにせず、オペレーターにおいても荷主との間で労働時間低減の取組を行うことが必要である**こと、そのためには業界をあげて船員管理のIoT化等を図っていく必要があることについてコメントがあった。
- 今後、両業界の経営層（役員クラス）が直接対話する機会として、本懇談会を継続的に開催していくこととなった。